

宇都宮オープンイノベーションプログラム業務
公募型プロポーザル実施要領

令和7年3月

宇都宮イノベーションコンソーシアム

目 次

1	業務の名称	1
2	業務の概要等	1
3	プロポーザルの内容	1
	(1) 件名	1
	(2) 業務内容	1
	(3) 選定方法	1
	(4) 公募方法	2
	(5) 契約期間	2
	(6) 予算限度額	2
	(7) 本業務のプロポーザルに係るスケジュール	2
4	参加資格	2
5	参加申請関係書類の提出	3
6	質問及び回答	3
	(1) 質問書の提出	3
	(2) 質問書の回答	3
7	提案関係書類について	3
	(1) 提出書類「提案関係書類」	3
	(2) 提出期限	4
	(3) 提出場所	4
	(4) 提出方法	4
	(5) 提案関係書類の形態及び部数	4
	(6) 疑義の照会	4
	(7) 提案のための費用負担	4
	(8) その他	4
8	提案書作成要領	4
	(1) 表紙	5
	(2) 目次	5
	(3) 本編	5
9	見積書作成要領	6
	(1) 見積対象範囲	6
	(2) 作成方法	6
10	提案内容の評価項目	7
11	審査方法及び審査結果	7
	(1) 提案のプレゼンテーション	7

(2) 提案者の失格事項	7
(3) 審査結果の発表	7
12 契約	7

1 業務の名称

宇都宮オープンイノベーションプログラム業務

2 業務の概要等

- ・ 本業務は、宇都宮イノベーションコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）が、市内の中核的な企業によるオープンイノベーションの実施及び市内企業の新規事業創出等の取組を促進することで、宇都宮市内での新たな事業の発掘・成長を加速させるとともに、これらの取組を通じて、コンソーシアムの構成団体¹をはじめとした経済界や大学、支援機関等と連携し支援することで、自立的・内発的にイノベーションを生み出すための基盤構築を図ることを目的とするもの
- ・ 本業務の実施に当たっては、スタートアップ企業等の支援等に精通した民間のノウハウや企画力、情報発信力等を活用し、効果的な支援を行う必要があることから、民間事業者等への業務委託により行い、委託事業者の選定については、コンソーシアムが公募型プロポーザル方式により決定することとする。

3 プロポーザルの内容

（１）件名

宇都宮オープンイノベーションプログラム業務

（２）業務内容

ア オープンイノベーションプログラム

- ・ プログラムに参加するホスト企業の募集・選定
- ・ ホスト企業の課題のブラッシュアップ・協業テーマの設定
- ・ パートナー企業の募集・選考
- ・ 伴走支援をはじめとしたオープンイノベーション実施に係る企画・運営（成果報告会を含む）
- ・ 令和６年度のオープンイノベーションプログラムで組成された協業プロジェクトへの支援

イ 新規事業創造プログラム

- ・ プログラムの企画・運営
- ・ プログラム参加者の募集

※ 上記（ア・イ）の詳細については、宇都宮オープンイノベーションプログラム業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

（３）選定方法

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第２号の規定に倣い、随意契約を前提とした公募型プロポーザル方式により、提案関係書類の内容及びプレゼンテーションによる説明、提案に係る見積額を評価し、コンソーシアムにおいて最も適した提案を行った事業者について、所要の手続きを経て随意契約の候補者として決定する。

¹ 別紙１参照

なお、評価は、コンソーシアムの運営委員会を中心として構成されるプロポーザル審査委員会において行う。

(4) 公募方法

宇都宮市ホームページ (<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>) に実施要領、参加申請関係書類等を掲載し、提案を公募する。

(5) 契約期間

本業務の契約期間は、契約締結の日から令和8年3月13日（金）までとする。

(6) 予算限度額

12,299,600円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すため、参考として業務履行に要する経費として示すものである。なお、この金額を超えて提案書が提出された場合は『失格』とし、提案内容の評価は行わない。

※ 消費税は、10%で算出すること。

※ 本業務の事業主体は、コンソーシアムであり、その予算については、宇都宮市からの交付金によるものである。

(7) 本業務のプロポーザルに係るスケジュール

内 容	日 時
公募の開始	令和7年3月21日（金）
・ 参加申請関係書類の提出期限 ・ 質問書の受付期限	令和7年3月31日（月） 午後5時まで
質問書に対する回答	令和7年4月4日（金） 午後5時予定
提案関係書類の提出期限	令和7年4月14日（月） 午後5時まで
提案に係るプレゼンテーション	令和7年4月21日（月）～25日（金）の間でコンソーシアムが指定する日時

※ このスケジュールは、変更する場合がある。

4 参加資格

(1) 本業務のプロポーザルに参加できる者は、公告日から受託候補者決定の日までの間において以下の条件をすべて満たすものとする。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 宇都宮市の令和7～10年度入札参加有資格者名簿（物品製造・販売・委託業務・その他）に登録されている者又は令和7年6月1日時点での名簿への登録完了が見込まれる者であること。

ウ 宇都宮市入札参加停止等措置要領に基づく入札参加停止若しくは入札参加保留の措置が行われている者又はこれらの措置要件のいずれかに該当する事実があると認められる者ではないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事

再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てが行われている者でないこと。

オ 人脈紹介や個別メンタリング、資金調達の支援などの業務をはじめ、革新的な新製品（商品）、サービス、ビジネスモデルの開発支援を行うイノベーション支援業務等に関して、十分な実績、経験を有する者であること。

5 参加申請関係書類の提出

本業務のプロポーザルへの参加を希望する者は、以下のとおり「参加申請関係書類」を提出しなければならない。

ア 提出書類「参加申請関係書類」

- ・ 参加申請書（様式第1号）
- ・ 同種業務の履行実績調書（様式第2号）
- ・ 会社概要

イ 提出期限 令和7年3月31日（月） 午後5時まで

ウ 提出場所 〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号
宇都宮イノベーションコンソーシアム事務局
（宇都宮市役所7階 経済部 産業政策課内）

エ 提出部数 1部

オ 提出方法 上記提出場所に持参又は郵送により提出すること。なお、持参する場合は、宇都宮市役所の閉庁日を除く各日午前9時から午後5時までとする。

※ 郵送の場合は期限内必着

6 質問及び回答

本業務のプロポーザル提案書の作成に当たり、質問がある場合には、質問書（様式第3号）を作成し提出すること。

（1）質問書の提出

ア 提出期限 令和7年3月31日（月） 午後5時まで

イ 提出先 宇都宮イノベーションコンソーシアム事務局
（宇都宮市役所7階 経済部 産業政策課内）

E-mail : u2305@city.utsunomiya.tochigi.jp

ウ 提出方法 電子メールにより提出すること。これ以外の方法による提出は認めない。

（2）質問書の回答

質問書に対する回答は、全ての参加者（参加申請書に記載された連絡先）に対して、令和7年4月4日（金）に電子メールにより回答する。なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書に対する追加又は修正とみなす。

7 提案関係書類について

（1）提出書類「提案関係書類」

ア 企画提案書

※文字の大きさは10.5ポイント以上、ページの枚数は20枚以内とする。

イ 見積書及び経費内訳書

※ 見積価格は、審査における評価項目の一つであるため、企画内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。

(2) 提出期限

令和7年4月14日(月) 午後5時まで

(3) 提出場所

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号
宇都宮イノベーションコンソーシアム事務局
(宇都宮市役所7階 経済部 産業政策課内)

(4) 提出方法

- ・ 提案は1案とし、「提案関係書類」の提出は、持参又は郵送により提出することとし、その他の方法による提出は無効とする。なお、提案書を持参する場合の受付時間は、宇都宮市役所の閉庁日を除く各日午前9時から午後5時までとする。
- ・ また、要求した内容以外の書類等については、受け付けない場合があるほか、提出書類の内容に不明点等がある場合には、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

(5) 提案関係書類の形態及び部数

提案関係書類は、提案書、見積書及び経費内訳書の順に製本し、以下のとおり提出すること。

- ・ 提案関係書類一式(紙媒体)・・・10部(うち1部は未製本)
- ・ 提案関係書類一式の電子データ(CD-R又はDVD-R)・・・1部
(Microsoft Office Word 又は PowerPoint で作成した電子データを提出すること。)

(6) 疑義の照会

提案関係書類の内容については、後日、コンソーシアムから疑義照会等を行うことがある。

(7) 提案のための費用負担

提案に掛かる費用は、全て提案者の負担とする。

(8) その他

ア 「提案関係書類」の取扱い

- ・ 提案関係書類の提出後から契約候補者の選定までの間は、提案関係書類に記載された内容の追加及び変更について一切認めない。ただし、コンソーシアムが提案関係書類の差し替え、変更又は取り消しを認めたときはこの限りではない。
- ・ 提出された提案関係書類は一切返却しない。
- ・ 提出された提案関係書類は複製する場合がある。

イ 提案関係書類の表現方法

提案関係書類は、専門的知識を有しない者であっても理解しやすいものとする。

8 提案書作成要領

提案書は、以下に示す構成に従い作成すること。

- ・ 表紙、目次、本編で構成すること。
- ・ 文字の大きさは10.5ポイント以上、ページの枚数は20枚以内とする。

- ・ 原則として、A4判、横書きで作成すること。（縦型又は横型いずれかで統一の上、縦型にあつては左綴じ、横型にあつては上綴じとする。）
- ・ 図・表等は、A3判（折込み）を可とする。

（１）表紙

表紙には、題名を「宇都宮オープンイノベーションプログラム業務委託に係る提案書」と記述し、提出日及び提案者名を記載すること。

（２）目次

目次を作成の上、参照先のページ番号を記載すること。

（３）本編

本編は、以下の順序、内容に従い作成することとし、全ての項目について漏れなく記載すること。

目次番号	記載項目	記載内容
1	提案者概要	・ 事業者の名称、代表者名、所在地、従業員数、組織図、事業概要 ・ 担当者氏名、連絡先（本店・支店又は営業所の名称、所在地、電話番号、FAX 番号、E メールアドレス）
2	業務実施体制	・ 配置予定の業務主任担当者等 ※ 他の企業等に当該業務の一部を再委託する場合には、分担業務の内容、再委託先及びその理由 ・ 当該担当者等の経歴、所属・職位、手持ち業務（令和7年4月1日現在、契約額100万円以上）、役割分担、作業内容、担当者間の連携、指揮系統
3	同種又は類似業務の実績	主に自治体や公共団体等でのイノベーションプログラム関係に係る業務の実績
4		提案を求める事項
	オープンイノベーションプログラム【重点事業】※(2)・(3)・(4)は【重点項目】とする。	(1) プログラムに参加する市内企業（ホスト企業）の募集・選定 ・ 効果的な募集方法や広報の仕方について提案すること。 ・ 想定している選抜基準とともに、具体的な選抜プロセスを提案すること。 (2) ホスト企業の課題のブラッシュアップ・協業テーマの設定 ・ 課題のブラッシュアップに向けた支援方法や協業テーマ設定の具体的なプロセス等について提案すること。 (3) パートナー企業の募集・選考 ・ 自身やコンソーシアムが保有するネットワーク等を活用したスタートアップ企業等の発掘方法や、募集説明会を含め、市内外に幅広く周

	知するための周知手法を提案すること。 ・ 想定している選抜基準とともに、具体的な選抜プロセスを提案すること。 (4) 伴走支援をはじめとしたオープンイノベーション実施に係る企画・運営 ・ 自身の支援実績やネットワーク等を活用するなど、創意工夫の上、オープンイノベーションに有益と考えられる伴走支援の内容を提案すること（支援手法、協業スケジュール等）。 ・ オープンイノベーションに係るプロジェクトの進捗管理方法や関係者間の連絡・調整の方法について提案すること。 ・ 成果報告会の具体的な開催方法を提案すること。 ・ 市内企業等に対するオープンイノベーションの波及や意識醸成するため発信の方法を提案すること。 ・ 令和6年度のオープンイノベーションプログラムで組成された協業プロジェクトへの支援について、想定する支援内容について提案すること。
新規事業創造プログラム	<プログラムの企画・運営> ・ 自身の支援実績などを含め、中小・中堅企業等の新事業立ち上げ及びオープンイノベーションへの理解促進に有益と考えられるプログラムを提案すること。 <プログラム参加者の募集> ・ コンソーシアムと連携した効果的な募集・周知方法を提案すること。

※ このほか、効率的、効果的な提案やアピール点がある場合には、その内容を明記すること。

※ 「仕様書」に示す特記事項等に固執することなく、提案者の知識と経験から本業務が最大限の成果をあげるための提案を行うこと。

9 見積書作成要領

(1) 見積対象範囲

本業務に係る見積項目については、以下のとおりとする。

- ・ オープンイノベーションプログラムに係る業務
- ・ 新規事業創造プログラムに係る業務
- ・ その他必要に応じて付随する業務

(2) 作成方法

企画提案者は、以下の点に留意し、経費見積書を作成すること。

- ・ 「見積書」については、仕様書等に掲げる条件に留意し、作成すること。
- ・ 各費用の算出に当たり、仕様書や提案書の記載項目以外に前提条件としている事項が

ある場合は、「特記事項」欄に記載すること。

10 提案内容の評価項目

提案内容については、以下の①から⑤含む総合的な評価を行う。

- ① 業務実施体制・実績
- ② 企画提案内容
- ③ プレゼンテーション
- ④ 見積価格
- ⑤ 地域経済貢献度

11 審査方法及び審査結果

提案関係書類の審査と併せて、提案内容に係るプレゼンテーションを実施し、提案者への質疑等を行った上で最優先順位者及び次点の者を選定する。

(1) 提案のプレゼンテーション

- | | |
|---------|--|
| ア 日 時 | 令和7年4月21日（月）から25日（金）までの間にコンソーシアムが指定する時間（別途連絡） |
| イ 場 所 | コンソーシアムが指定する場所（別途連絡） |
| ウ 説明時間等 | 説明20分、その後、質疑応答 |
| エ 説明資料等 | Microsoft Office Word 又はPower Point により作成した電子データをあらかじめ用意すること。なお、パソコン、プロジェクターを使用する場合は、コンソーシアムが用意したスクリーンを使用する。 |

(2) 提案者の失格事項

以下のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 予算限度額を超えた見積書を提出した者
- イ 提案関係書類に虚偽の記載をした者
- ウ 提出期限までに所定の書類を提出しなかった者
- エ 提案に係るプレゼンテーションに参加しない者
- オ 審査結果の発表までに本要領に定める参加資格に該当しなくなった者
- カ その他「実施要領」の諸条件に違反した者

(3) 審査結果の発表

- ・ 審査結果は、提案者に対して速やかに通知する。
- ・ 審査結果に対する異議申し立ては、一切受け付けない。

12 契約

- ・ 提出された提案関係書類及び提案のプレゼンテーションに基づき審査を行い、最優先順位の者と随意契約により契約を締結する予定である。
- ・ 契約手続き及び契約書は、宇都宮市契約規則の定めるところによる。
- ・ コンソーシアムは、契約締結後においても、契約者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

宇都宮イノベーションコンソーシアム構成団体等（令和 7 年 3 月 2 1 日現在）

No.	団体名・氏名
1	特定非営利法人とちぎユースサポーターズネットワーク
2	株式会社ファンテクノロジー
3	国立大学法人宇都宮大学 イノベーション支援センター
4	学校法人船田教育会
5	作新学院大学女子短期大学部
6	帝京大学 理工学部機械・精密システム工学科
7	文星芸術大学
8	宇都宮共和大学都市経済研究センター
9	宇都宮短期大学食物栄養学科
10	株式会社足利銀行
11	株式会社栃木銀行
12	栃木信用金庫
13	ブライトウイル・アドバイザー株式会社
14	株式会社アール・ティー・シー
15	一般社団法人とちぎ I T C いちご
16	公益財団法人栃木県産業振興センター
17	独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）栃木貿易情報センター
18	宇都宮青年会議所
19	一般社団法人とちぎニュービジネス協議会
20	宇都宮商工会議所
21	栃木県産業労働観光部産業政策課次世代産業創造室
22	栃木県産業労働観光部経営支援課
23	宇都宮市経済部

